

令和８年度旅行商品開発サポート事業（国外）助成金実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、福井県を目的地とする外国人観光客向けの旅行商品の造成担当者等による、福井県内の観光素材や宿泊施設、観光施設等の視察に対し、助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付対象）

第２条 交付対象は、日本国内に本社を置く旅行会社（旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）および旅行業法施行規則（昭和４６年運輸省令第６１号）の規定により旅行業の登録を有する者をいう。）、または日本国外において適法に旅行業を営み日本への送客を行うことができる事業者（以下「国外旅行会社」という。）が、福井県を目的地とする外国人観光客向けの旅行商品の造成または新規性のあるコースや素材の調査を目的として主催する視察（以下「視察」という。）とする。

２ 視察先が福井県を含む複数の都道府県にわたる場合、助成の対象は、福井県の視察に係る部分とする。

３ 助成の対象となる期間は、令和８年４月１日から令和９年２月１３日までの間に日本に入国し、令和９年２月２０日までに出国する期間内に催行される視察とする。

４ 助成の対象となる視察参加者は、国外旅行会社で商品造成、販売を担当する者およびこれに同行する関係者（カメラマン等）のうち制度運営事務局（以下、「事務局」という。）が認めた者とする。ただし、同一の者への助成は年２回を限度とする。

５ 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）および視察参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員または同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合は、助成の対象としない。

（助成額）

第３条 福井県内での視察に要する費用の２分の１以内の額（１，０００円未満切り捨て、１人あたり１００，０００円上限）を助成する。

２ 助成は、申請者１社につき年間６００，０００円を上限とする。

３ 助成金は、県の予算の範囲内で交付する。

（交付の対象経費）

第４条 助成の対象となる経費は、第２条４項に規定する視察参加者の福井県内の視察に必要な経費のみとし、航空券代、県内を移動する交通費（鉄道・バス運賃、レンタカー代（燃料費含む）、タクシー代、高速道路代、駐車場代）、県内での宿泊費、入場・拝観料等および通訳案内士を含む観光ガイド料の実費相当とする。なお、空港から福井県の往復に要する交通費は、事務局が認める最も経済的かつ合理的な経路の金額を支給する。当該往

復の交通手段は鉄道利用を原則とする。

- 2 宿泊費に含まれない飲食代、社用車および自家用車の燃料費、第2条4項に規定する視察参加者以外の者の交通費、宿泊費、入場・拝観料等および第1項に規定する観光ガイド料以外の通訳費用等は助成対象としない。
- 3 視察参加者が属する国や地域において、出国および帰国に利用する空港までの移動に要する費用は助成対象としない。

(交付の要件)

第5条 視察は次に掲げる要件を全て満たしたものであること。

- 2 視察参加者が福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ、福井県内の観光地または観光施設(物販施設・飲食施設等)を3箇所以上視察すること。
- 3 視察を行った施設および観光素材等の魅力向上に向けた提案をすること(実績報告書(様式第3号による))。また、視察を行った施設や観光素材等の魅力向上、視察参加者の国の訪日市場動向について、福井県と意見交換を行う機会を設けること。ただし、実績報告書の提出により、意見交換に代替することを認める場合がある。
- 4 視察に関する他の助成制度を利用したものでないこと。福井県または公益社団法人福井県観光連盟から送客助成等を受けていない視察であること。
- 5 令和9年2月20日までに視察を完了(出国)し、第9条第1項に定める期日までに実績報告を提出すること。

(交付の申請)

第6条 申請者は、事務局に助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、提出しなければならない。

- 2 申請は、視察を開始する日の前日(前日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに提出すること。申請前に行われた視察については、助成の対象としない。

但し、令和8年4月1日から令和8年6月30日までの間に開始する視察については、事務局決定後20日以内(土日祝日を含まない)まで申請可能であるが、予算状況や審査の結果、助成対象とならないことがある。

- 3 申請書は日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、または韓国語で記載し、電子メールで提出すること。

【申請先】(事務局) 株式会社HYT

(メールアドレス) fukui8ss@hyt-co.jp

(交付の決定)

第7条 前条の申請があった場合、事務局はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し申請者に通知する。なお、審査は申請の到着順に行うこととし、助成額が県の予算額に達した時点で申請の受付を終了する。

(助成事業の変更または中止)

第8条 申請者は、交付決定を受けた視察を中止・延期する場合、または、視察日程および交付決定金額に変更が生じる見込みとなった場合は、変更となる視察の開始前に変更・中止承認申請書(様式第2号)を事務局に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、または韓国語で記載し、電子メールで提出すること。

(実績報告等)

第9条 申請者は、交付決定を受けた視察の完了日(日本からの出国日が基準)から起算して14日以内または令和9年2月20日のいずれか早い日までに、助成事業の成果を記載した実績報告書(様式第3号)および請求書(様式第4号)に関係書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

但し、第6条2項但し書きによる交付申請が認められた視察については、交付決定を受けた日から起算して20日以内に、助成事業の成果を記載した実績報告書(様式第3号)および請求書(様式第4号)に関係書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書等は日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、または韓国語で記載し、電子メールで提出すること。

(助成金の交付等)

第10条 申請者から前条の実績報告があった場合、事務局は検査を行い、適当と認めるときは申請者が指定する銀行口座へ助成金を振り込む。

2 助成金は、日本円で交付する。

3 第1項の送金に要する手数料は、申請者が負担することとし、事務局は確定した助成額から送金に要する手数料を差し引いた金額を振り込む。なお、日本国外へ送金する場合、送金に要する手数料が高額となるため、申請者は注意すること。

(実施状況の報告)

第11条 事務局は、交付決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、助成事業の実施状況を照会する場合がある。

2 前項の照会があった場合、申請者は10日以内に報告すること。

3 報告の結果、視察が助成の要件を満たしていない、または視察の実施が困難であると事務局が認める場合は、交付決定を取り消すこととする。

(交付決定の取消および助成金の返還)

第12条 事務局は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、または助成の要件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定を取り消す。

2 前項の交付決定の取消しがあった場合、既に事務局が申請者に支払った助成金については、申請者はこれを事務局に返還しなければならない。

(委任)

第13条

申請者は、代理人を選任し、令和8年度旅行商品開発サポート事業（国外）助成金の利用について、全部または一部を行わせることができる。その場合、委任事項等を記載した委任状（任意様式）を事務局に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年6月30日から施行する。